

日時：令和5年6月6日（火）13：30～

場所：つるぎ町分館 2階会議室

参加機関

美馬保健所、池田支援学校美馬分校、ルキーナうだつ、障害者支援センター小星園、障害者支援センター かしがおか、相談支援センターイノセント、障害者支援センターまいか、障がい者就業・生活支援センターはくあい、美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町役場福祉課

計17名

議 事

(1) 地域生活支援拠点等について

1 概要について

美馬市・つるぎ町は1市1町の2自治体合同で地域生活支援拠点を整備済みの自治体となっている。県内では他に徳島市・鳴門市や三好市・東みよし町などが整備済みの自治体となる。

地域生活支援拠点に必要な機能の整備状況としては①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりが挙げられているが①⑤に関しては協議会がその役割を担い、②現在、2つの事業所と契約を結んでいる。③は充実を図っている段階で④は十分に行えてはいない。今回の運営会議では②についての話し合いを行う。

2 これまでの経緯

緊急時の受け入れについては現状、2つの事業所と契約を結んでいるが、契約の内容に関しては見直しを行う予定。契約内容と役割の明確化ができれば契約を結ぶことを検討してもらえる事業所もある。

3 緊急時の受け入れ・対応について

受け入れ対応案としては利用対象者として[1]本人の状況として①地域内の施設で短期入所を利用している②地域内の施設で生活介護を利用している③障害福祉サービスを利用している④障害福祉サービスを利用していない、の4タイプを想定しておりまた[2]支援者の状況として A 一人暮らし B 支援者が高齢者または健康状態に不安がある C 支援者が一人しかいない D 複数の支援者がいる、の4タイプを想定している。最終的にはすべての障がい者を対象とするがまずは優先度の高い①または②で A,B のどちらかに該当する方を対象者として準備を行っていく。

受け入れを行うためにはどのような情報が必要か。

↳①の対象者に関しては既に必要な情報は揃っているため受け入れは施設の状況次第ではあるが可能。②に関しては服薬や介護状況、障害特性の把握、食事や排泄また緊急時の連絡先などの情報が不足している。

↳生活介護の利用時などにアセスメントを追加していくか、あるいは実際に短期入所を利用してもらうのはどうか。

↳アセスメントを行って台帳の整備を行っても、更新を行わないのであれば実際に使う時には役に立たない古い情報になってしまうのではないか。

↳事業所が夜間などで対応できる人員が限られる場合、情報を確認する手段が無いのであれば台帳として整備を行いたい。

↳台帳としてアセスメントを行うよりも実際に短期入所してもらうことが一番本人の状況を把握できるので年に数回の利用でも短期入所の支給を行って受け入れ事業所に本人を把握してもらう方が良いのではないか。

↳緊急時に備えて短期入所を支給することができるかは検討が必要。

満床時の対応に関しては契約書にしっかり記載したほうが良いのではないか。

また、夜間や休日・祝日について施設までの移送は役場職員で対応することとなっているが支援が必要な障がい者の方を移送することを考えると実際に移送を役場職員が行うのは難しいのではないかなどの意見もあった。

次々回に今回の話し合いを含めてさらに地域生活支援拠点について話し合う予定。

(2) 情報交換・その他

特になし。

次 回 : 令和5年7月4日(火) 13:30 つるぎ町 会場未定

— 以 上 —